

28消安第5773号 平成29年3月27日

動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局長

動物用医薬品等の輸入監視について

このことについて、別添写しのとおり、財務省関税局長宛てに通知したので御了知願 う。

28消安第5773号 平成29年3月27日

財務省関税局長 殿

農林水産省消費・安全局長

動物用医薬品等の輸入監視について

今般、「動物用医薬品等の輸入監視について」(平成26年11月17日付け26消安 第4019号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を別紙のとおり改正し、平成 29年4月1日より施行しますので、今後の税関当局における専ら動物のために 使用されることが目的とされる医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等 製品(以下「動物用医薬品等」という。)の取扱いについて、特段の御配慮を お願いします。

輸入の際の動物用医薬品等の確認の範囲について不明点等がある場合又は輸入される動物用医薬品等の不正流通の疑い等がある場合には、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課宛でに引き続き問い合わせ願います。

(別紙) 「動物用医薬品等の輸入監視について」(平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

故正後	現 行
別紙 動物用医薬品等の輸入監視について	別紙動物用医薬品等の輸入監視について
1 輸入監視の目的 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品 (以下「動物用医薬品等」という。)の輸入監視は、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)に基づく承認等を得ていない製品、不良医薬品等が輸入され国内において流通することを未然に防止することにより、我が国において使用される動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保し、動物の保健衛生の向上を図ることを目的とする。	1 輸入監視の目的 動物用医薬品等の輸入監視は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)に基づく承 認等を得ていない製品、不良医薬品等が輸入され国内において流通することを未 然に防止することにより、我が国において使用される動物用医薬品等の品質、有 然に防止することにより、我が国において使用される動物用医薬品等の品質、有 効性及び安全性を確保し、動物の保健衛生の向上を図ることを目的とする。
2 用語の定義 本通知において、用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)(略)	2 用語の定義 本通知において、用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) (略)
(2) 生物学的製剤 動物用医薬品のうち、血清、ワクチン若しくは診断液(これらを乾燥させたものを含む。)又はこれらに類似する医薬品 たものを含む。)又はこれらに類似する	(2) 生物学的製剤 専ら動物のために使用されることが目的とされている血清、ワクチン若し くは診断液(これらを乾燥させたものを含む。)又はこれらに類似する動物 用医薬品であって疾病の診断、予防若しくは治療に使用することを目的とす るもの
(3)・(4)(略)	(3),(4)(略)
(5) 動物用体外診断用医薬品 動物用医薬品のうち、体外診断用医薬品(法第2条第14項に規定する体外 診断用医薬品をいう。)	(5)動物用体外診断用医薬品 <u>専ら動物のために使用されることが目的とされている</u> 体外診断用医薬品 (法第2条第14項に規定する体外診断用医薬品をいう。)
(8) (略)	(8)(8)
(7) 対象動物	(新設)

動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省合第107号)第24条に規定す

る次の動物

イ、馬及び豚 独及びうずら

ケ解棒

エ 食用に供されるために養殖されている水産動物

3 輸入申告時に必要な書類及び税関における確認依頼事項 動物用医薬品等の輸入申告の際に輸入者が税関に提出又は提示すべき書類及び 通関の際における取扱いは、次に定めるところによる。 (1) 法に基づく許可等を受けた者が動物用医薬品等を輸入する場合 輸入者は、輸入申告の際に、次のアから三までに掲げる場合ごとに、それ ぞれ当該アから三までに定める書類を税関に対して提出するものとする。こ の場合において、税関においては、提出された書類を確認し、支障のないも のに限り通関を認められたい。

ア 動物用医薬品 <u>(動物用体外診断用医薬品を除く。以下ア及びクにおいて同じ。)</u> の製造販売業の許可を受けた者が法第14条第1項の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用医薬品を輸入する場合

(ア)・(ス) (器)

イ~ド (密)

本動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の2の5第1項の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用体外診断用医薬品を輸入する場合

(ア)・(イ)

カ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の2 012第1項の規定に基づく製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬 品を輸入する場合

(ア) 動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し

(イ) 農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診 断用医薬品製造販売届出書又はその写し

ポーゴ (器)

(2) (1) 以外の場合

ア 輸入者は、次の(ア)から(エ)までに掲げる場合ごとに、農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課長(以下「畜水産安全管理課長」という。) に対し、それぞれ当該(ア)から(エ)までに定める書類を提出するもの

2 輸入申告時に必要な書類及び税関における確認依頼事項

動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品(以下「動物用医薬品等」という。)の輸入申告の際に輸入者が税関に提出又は提示すべき書類及び通関の際における取扱いは、次に定めるところによる。

(1) 法に基づく許可等を受けた者が動物用医薬品等を輸入する場合 輸入者は、輸入申告の際に、次のアから<u>欠までに掲げる場合ごとに、それぞれ当該アからケまでに定める書類を税関に対して提出するものとする。この場合において、税関においては、提出された書類を確認し、支障のないものに限り通関を認められたい。</u>

ア 動物用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第14条第1項の規定に 基づく製造販売の承認を受けた動物用医薬品を輸入する場合

(ア)・(ス) (器)

(盤) H〜ブ

オ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第33条の2の5第1項の規定に基づく製造販売の承認を受けた体外診断用医薬品を輸入する場合

(ア)・(イ) (磊)

(人) 新報)

カーケ (略)

(2) (1) 以外の場合

ア 輸入者は、次の (ア) から (エ) までに掲げる場合ごとに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 (以下「畜水産安全管理課長」という。) に対し、それぞれ当該 (ア) から (エ) までに定める書類を提出するもの

のうからかまでに掲げる書類

輸入者から提出された書類の内容を審査 に「輸入確認済」の印(別記様式第2号)を押印し、輸入者に対し交付す るものとする。輸入者は、輸入申告の際に、輸入確認済の印のある「動物 <u>用医薬品等</u>輸入確認願」(以下「確認済輸入確認願」という。)を税関に提 出するものとする。税関においては、輸入者から提出された確認済輸入確 認願又はその写しについて、輸入確認済の印が押印されていることを確認 し、支障がない場合には、「動物用医薬品等輸入確認願」(別記様式第1号) 畜水産安全管理課長は、 した上で通関を認められたい。

(ア) 試験研究(治験、見本及び展示を含む。)の目的で使用するために動 物用医薬品等を輸入する場合

:=~ : ::

航空貨物運送状 (AWB) の写し又は船荷証券 (B/L) の写し (国 際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の 税関手続のお知らせ」の写し)

動物用医薬部外品及び動物用医 v 試験研究計画書 (別記様式第4号。 療機器を輸入する場合は不要とする。)

の所有者が当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤で あって動物用体外診断用医薬品でないもの及び動物用再生医療等製品 (イ) 動物 (動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。) を除く。)を輸入する場合

(ア)のiから<u>w</u>までに掲げる書類

輸入する動物用医薬品が要指示医薬品(法第83条第1項の規定によ り読み替えて適用<u>される</u>法第49条第1項の規定に基づき農林水産大臣 が指定する医薬品をいう。以下同じ。)である場合にあっては、獣医師 から交付を受けた処方箋又は指示書の写し 1部

(ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第 2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。)の開設者が動物用 医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの を除く。)を輸入する場合(動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を 輸入する場合にあっては、輸入した動物用医薬品及び動物用再生医療 等製品を動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用する場合 に限る。)

確認願」(以下「確認済輸入確認願」という。)を税関に提出するものとす 輸入確認済の印が押印されていることを確認した上で通関を認められた 畜水産安全管理課長は、輸入者から提出された書類の内容を審査 るものとする。輸入者は、輸入申告の際に、輸入確認済の印のある「輸入 に「輸入確認済」の印(別記様式第2号)を押印し、輸入者に対し交付す る。税関においては、輸入者から提出された確認済輸入確認願について、 し、支障がない場合には、「動物用医薬品等輸入確認願」(別記様式第1号)

(ア) 試験研究(治験、見本及び展示を含む。)の目的で使用するために 動物用医薬品等を輸入する場合

:-~:

(新設)

動物用医薬部外品及び動物用医 試験研究計画書(別記様式第4号。 療機器を輸入する場合は不要とする。) .≥|

医薬品等取締規則 (平成16年農林水産省令第107号) 第24条各号に掲 るため動物用医薬品(生物学的製剤であって、動物用体外診断用医薬 品でないものを除く。)、動物用医薬部外品又は動物用医療機器を輸入 (イ) 動物 (動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物 (動物用 げる動物をいう。以下同じ。)を除く。)の所有者が当該動物に使用す

(ア) の i から inまでに掲げる書類 輸入する動物用医薬品が要指示医薬品(法第83条第 1項の規定によ り読み替えて適用する法第49条第1項に規定する農林水産大臣が指定 する医薬品をいう。)である場合にあっては、獣医師から交付を受け た処方箋又は指示書の写し 1部

用医薬品等(生物学的製剤であって、動物用体外診断用医薬品でない (ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設 (獣医療法 (平成4年法律第46号) 第 2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。)の開設者が動物 ものを除く。)を輸入する場合(動物用医薬品及び動物用再生医療等 製品を輸入する場合にあっては、輸入した動物用医薬品及び動物用再 生医療等製品を動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場 **合に限る。**)

(ア)の1から皿までに掲げる書類

- 一 獣医師免許証(法人の場合にあっては、飼育動物診療施設の開設者 又は管理者の獣医師免許証)の写し(動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。) 1部
 - エ)国又は都道府県が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。)の診断者しくは予防に使用されることが目的とされている生物学的製剤(法第14条第1項、第13条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。)又は動物用再生医療等製品(法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がまなされていないものに限る。)を輸入する場合
 - (ア)のiからwまでに掲げる書類
- A アの (A) 又は (b) の場合において、次の (7)、(A) 又は (b) に定める該当するときは、輸入者は、輸入申告時にアの (A) 又は (b) に定める書類の提出を要しない。税関においては、輸入された動物用医薬品等が当該 (7)、(A) 又は (b) に該当することを確認し支障のないものに限り通関を認められたい(ただし、反すう動物に使用する動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合は、ウに定める書面を確認されたい。)。
 - (ア)動物(動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。) ・の所有者が、当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに動物用再生医療等製品を除く。)を携帯品(別送品を含む。以下同じ。)として、次の1又は11の区分に応じ、当該1又は11に定める量の範囲内で輸入する場合。
- i 動物用医薬品又は動物用医薬部外品 1品目当たり2箱(小売事業者が通常店頭等において販売する箱を単位として2単位とし、税関においては仕入書に記載されている数量により判断する。以下同じ。)以内又は2か月分の使用量(通常の使用において2か月間で使用する程度の量をいう。以下同じ。)以内
 - ii 動物用医療機器 1品目当たり2単位(個、台、対又は組)以内
- (イ) 獣医師<u>又は飼育動物診療施設の開設者</u>が、自己の診療<u>(対象動物に対するものに限る。)</u>に使用するために動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに医薬品、医

- 1 獣医師免許証(法人の場合にあっては、飼育動物診療施設の開設者 又は管理者の獣医師免許証)の写し(動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。) 1部
- (エ) 国又は都道府県が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。)の診断若しくは予防に使用されることが目的とされている生物学的製剤(法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。)又は動物用再生医療等製品(法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、当該又は第23条の37第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、当該承認の申請がなされていないものに限る。)を輸入する場合
 - (ア)の1から三までに掲げる書類
- イ アの (イ) 又は (ウ) の場合において、次の (ア) <u>又は (イ)</u> に該当するときは、輸入者は、アにかかわらず、輸入申告時にアの (イ) 又は (ウ) に定める書類の提出を要しない。税 関においては、輸入された動物用医薬品等が当該 (ア) <u>又は (イ)</u> に該当することを確認し支障のないものに限り通関を認められたい (ただし、反すう動物に使用する動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合は、ウに定める書面を確認されたい。)。
- (ア) 動物 (動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。) の所有者が、当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤 であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていな い成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに動物用再生医 療等製品を除く。)を携帯品(別送品を含む。以下同じ。)として、次 の1又は ii の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める量の範囲内で輸入す
- i 動物用医薬品又は動物用医薬部外品 1品目当たり2箱(小売事業者が通常店頭等において販売する箱を単位として2単位とし、税関においては仕入書に記載されている数量により判断する。以下同じ。)以内又は2か月分の使用量(通常の使用において2か月間で使用する程度の量をいう。以下同じ。)以内
 - ii 動物用医療機器 1品目当たり2個(台・対)以内
- (イ) 獣医師が、自己の診療に使用するために動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの並びに日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤を除く。)を携帯品として、次の1又は11の区分に応じ、当該1又は11に

<u>療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成15年農林水産省令第70号)の別表に掲げる物質を有効成分とするもの</u>を除く。)を携帯品として、次の1又は i の 区分に応じ、当該1又は ii に定める量の範囲内で輸入する場合

- 1 動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用再生医療等製品 1品目当たり2箱以内又は2か月分の使用量以内
 - ii 動物用医療機器 1品目当たり2単位(個、台、対又は組)以内
- (ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、自己の診療(対象動物に対するものを除く。)に使用するために動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないものを除く。)を、次の1又は10区分に応じ、当該1又は11に定める量の範囲内で輸入する場合
- 1 動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用再生医療等製品 目当たり2箱以内
 - ii 動物用医療機器 1品目当たり2単位(個、台、対又は組)

以内

ひ (8)

別記様式第 1 号

動物用医薬品等輸入確認願

€

下記の動物用医薬品等の輸入に当たって、「動物用医薬品等の輸入監視について」 (平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知)別紙3の(2)のアに基づき動物用医薬品等確認願を提出します。

なお、当該動物用医薬品等に係る受払(使用)に関する記録を作成し、この輸入確認願を提出した日から3年間保存します。

留

	輸入目的	試験研究	(沿歌)	見本及び展示も含む。)	田(個人使用	診療	
	(該当するも	用 修理						
	@[=O)	40街(^	
	輸入年月日	车	A	В				
_	蔵置場所							
=	添付書類	別添「添	付書類リ	「添付書類リスト」を参照				

定める量の範囲内で輸入する場合

i 動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用再生医療等製品 目当たり2箱以内又は2か月分の使用量以内

굡

i 動物用医療機器 1品目当たり2個(台・対)以内

ひ (器)

別記様式第1号

動物用医薬品等輸入確認顧

₩

下記の動物用医薬品等の輸入に当たって、「動物用医薬品等の輸入監視について」 (平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知)別紙2の (2)のアに基づき動物用医薬品等確認願を提出します。

| 、4.7 のイト等ノき別物市医来品等性路隔を採出しまり。| | 今回輸入する動物用医薬品等については、下記の輸入目的のみに使用するととも | に、使用に係る一切の責任は輸入者が負うこととします。また、当該動物用医薬品

等を他者に販売・授与は行いません。 なお、当該動物用医薬品等に係る受払 (使用) に関する記録を作成し、この輸入確 認願を提出した日から3年間保存します。

(留)

輸入目的	試験研究	(治驟、	見本及び展示も含む。)	Щ	個人使用	診療
	用物理					
	その他(į				<u> </u>
輸入年月日	牟	A	Ш		c	
蔵置場所						
添付書類	別級「添	计書類り	「添付書類リスト」を参照			

	※配	全ての輸入確認申請に添付が必要な書類	添付に関する留意事項書 類 名	輸入品目毎に作成してください。	仕入書がない場合は、 とします。	通知 (はが				商品説明書	の概要	() 走马外 珠 牛 整经 小术 。 歸 经 田
農水省確認欄	液付書類リスト(略)	1. 全ての輸入確認申	滋付した 書類に〇 添付田を記入	商品説明書	[在入書 (INVOICE)	税関からの通知を参の写し)		2. (器)	別記様式第2号 (略)	別記様式簿3市 (数)	. 4	輸入する理由 中田事物籍 十
	別添	5な書類	添付に関する留意事項	輸入品目毎に作成してください。	仕入書がない場合は、これに代わる書類 とします。	当該通知がない場合は、御相談ください。				商品説明書		一年) 珠 中 路 小子、
	添付書類リスト (略)	全ての輸入確認申請に添付が必要な書類	添付書類名	商品説明書	仕入書 (INVOICE)	航空貨物運送状 (AWB) の写し又は船荷証券(B/I)の写し又は船荷証券(B/I)の写」(国	<u> </u>		別記様式第2号 (略)	別記様式第3号 商	、m/ 輸入理由及び使用の概要	輸入する理由 (2.1 体田新物権32 (本田新物権32 (本田 新物権32 (本田 新物権32 (本田 新物 第 3)

頭、1回当 とりの使用量 日間で使い切る子定。 1回数 国関後、 か月間で使い切る子定。 1間後、 か月間で使い切る子定。 1個人する理由」の欄には、国内で市販されている動物用医薬品等が使用できない理由及び輸入する動物用医薬品等を使用しなくてはならない理由を、具体的に記載すること。	(略) 記様式第4号 試験研究計画書 略) 農林水産大臣に治験計画を届け出ている又は届け出る予定の場合にあっては、 当該届出をした日又は予定日を「備考」の欄に記載 <u>すること</u> 。
1頭、1回当たりの使用量 たりの使用量 月間使用回数 使用予定期間 通関後、かり 注 「輸入する理由」の欄には、きない理由及び輸入する動物月体的に記載すること。	3. (略) 別記様式第4号 (略) 注 農林水産大臣に治験計画を届 当該届出をした日又は予定日を
1頭、1回当 たりの使用量 月間使用回数 使用予定期間 連工 国内で市販されている動物用医薬品等が使用できない理由及び輸入する動物用医薬品等を使用しなくてはならない理由を、具体的に記載してください。 注2 該当する動物種にOをつけてください。	3 (路) 別記様式第4号 試験研究計画書 (略) 注 農林水産大臣に治験計画を届け出ている又は届け出る予定の場合にあっては、 当該届出をした日又は予定日を「備考」の欄に記載 <u>してください。</u>

動物用医薬品等の輸入監視について

1 輸入監視の目的

動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品(以下「動物用医薬品等」という。)の輸入監視は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)に基づく承認等を得ていない製品、不良医薬品等が輸入され国内において流通することを未然に防止することにより、我が国において使用される動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保し、動物の保健衛生の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本通知において、用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)動物用医薬品

専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品(法第2条第1項に 規定する医薬品をいう。)

(2) 生物学的製剤

動物用医薬品のうち、血清、ワクチン若しくは診断液 (これらを乾燥させたものを含む。) 又はこれらに類似する医薬品

(3) 動物用医薬部外品

専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品(法第2条第2項に規定する医薬部外品をいう。)

(4)動物用医療機器

専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器(法第2条第4項に規定する医療機器をいう。)

(5) 動物用体外診断用医薬品

動物用医薬品のうち、体外診断用医薬品(法第2条第14項に規定する体外診断用医薬品をいう。)

(6) 動物用再生医療等製品

専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品(法第2条 第9項に規定する再生医療等製品をいう。)

(7) 対象動物

動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第24条に規定する次の動物

ア 牛、馬及び豚

イ 鶏及びうずら

ウ 蜜蜂

- エ 食用に供されるために養殖されている水産動物
- 3 輸入申告時に必要な書類及び税関における確認依頼事項 動物用医薬品等の輸入申告の際に輸入者が税関に提出又は提示すべき書類及び通関 の際における取扱いは、次に定めるところによる。
 - (1) 法に基づく許可等を受けた者が動物用医薬品等を輸入する場合

輸入者は、輸入申告の際に、次のアからコまでに掲げる場合ごとに、それぞれ当該アからコまでに定める書類を税関に対して提出するものとする。この場合において、税関においては、提出された書類を確認し、支障のないものに限り通関を認められたい。

- ア 動物用医薬品(動物用体外診断用医薬品を除く。以下ア及びクにおいて同じ。) の製造販売業の許可を受けた者が法第14条第1項の規定に基づく製造販売の承認 を受けた動物用医薬品を輸入する場合
- (ア) 動物用医薬品製造販売業許可証又はその写し
- (イ) 動物用医薬品製造販売承認指令書又はその写し
- イ 動物用医薬部外品の製造販売業の許可を受けた者が法第14条第1項の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用医薬部外品を輸入する場合
 - (ア) 動物用医薬部外品製造販売業許可証又はその写し
 - (イ) 動物用医薬部外品製造販売承認指令書又はその写し
- ウ 動物用医療機器の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の2の5第1項の規 定に基づく製造販売の承認を受けた動物用高度管理医療機器(法第2条第5項の 規定に基づき農林水産大臣が指定する医療機器をいう。)又は動物用管理医療機 器(法第2条第6項に基づき農林水産大臣が指定する医療機器をいう。)を輸入 する場合
 - (ア) 動物用医療機器製造販売業許可証又はその写し
 - (イ) 動物用医療機器製造販売承認指令書又はその写し
- エ 動物用医療機器の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の2の12第1項の規 定に基づく製造販売の届出を行った一般医療機器を輸入する場合
 - (ア) 動物用医療機器製造販売業許可証又はその写し
 - (イ)農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用医療機器製造販売届出書又はその写し
- オ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の2の5第 1項の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用体外診断用医薬品を輸入する 場合
 - (ア) 動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し
 - (イ) 動物用体外診断用医薬品製造販売承認指令書又はその写し
- カ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の2の12第 1項の規定に基づく製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品を輸入する 場合
 - (ア) 動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し
- (イ)農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬 品製造販売届出書又はその写し
- キ 動物用再生医療等製品の製造販売業の許可を受けた者が法第23条の25の規定に

基づく製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品を輸入する場合

- (ア) 動物用再生医療等製品製造販売業許可証又はその写し
- (イ) 動物用再生医療等製品製造販売承認指令書又はその写し
- ク 動物用医薬品の製造業の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合 動物用医薬品製造業許可証又はその写し
- ケ 動物用体外診断用医薬品の製造業の登録を受けた者が原薬たる医薬品(動物用体外診断用医薬品の製造に用いるものに限る。)を輸入する場合

動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し

コ 動物用再生医療等製品の製造業の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用 再生医療等製品を輸入する場合

動物用再生医療等製品製造業許可証又はその写し

(2)(1)以外の場合

- ア 輸入者は、次の(ア)から(エ)までに掲げる場合ごとに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長(以下「畜水産安全管理課長」という。)に対し、それぞれ当該(ア)から(エ)までに定める書類を提出するものとする。畜水産安全管理課長は、輸入者から提出された書類の内容を審査し、支障がない場合には、「動物用医薬品等輸入確認願」(別記様式第1号)に「輸入確認済」の印(別記様式第2号)を押印し、輸入者に対し交付するものとする。輸入者は、輸入申告の際に、輸入確認済の印のある「輸入確認願」(以下「確認済輸入確認願」という。)を税関に提出するものとする。税関においては、輸入者から提出された確認済輸入確認願又はその写しについて、輸入確認済の印が押印されていることを確認した上で通関を認められたい。
 - (ア) 試験研究(治験、見本及び展示を含む。)の目的で使用するために動物用医薬品等を輸入する場合
 - i 動物用医薬品等輸入確認願(別記様式第1号) 2部
 - ii 商品説明書(別記様式第3号) 1部
 - iii 仕入書(INVOICE)(仕入書がない場合は、これに代わる書類)の写し 1部
 - iv 航空貨物運送状 (AWB) の写し又は船荷証券 (B/L) の写し (国際郵便 の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」の写し) 1部
 - v 試験研究計画書(別記様式第4号。動物用医薬部外品及び動物用医療機器 を輸入する場合は不要とする。) 1部
 - (イ)動物(動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。)の所有者が当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの及び動物用再生医療等製品を除く。)を輸入する場合
 - i (ア)のiからivまでに掲げる書類
 - ii 輸入する動物用医薬品が要指示医薬品(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第49条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。)である場合にあっては、獣医師から交付を受けた処方箋又は指示書の写し 1部
 - (ウ)獣医師又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2

項に規定する診療施設をいう。以下同じ。)の開設者が動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないものを除く。)を輸入する場合(動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を輸入する場合にあっては、輸入した動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用する場合に限る。)

- i (ア)のiからivまでに掲げる書類
- ii 獣医師免許証(法人の場合にあっては、飼育動物診療施設の開設者又は管理者の獣医師免許証)の写し(動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。) 1部
- (エ) 国又は都道府県が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。)の診断若しくは予防に使用されることが目的とされている生物学的製剤(法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。)又は動物用再生医療等製品(法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、当該承認の申請がなされていないものに限る。)を輸入する場合(ア)のiからivまでに掲げる書類
- イ アの(イ)又は(ウ)の場合において、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当するときは、輸入者は、輸入申告時にアの(イ)又は(ウ)に定める書類の提出を要しない。税関においては、輸入された動物用医薬品等が当該(ア)、(イ)又は(ウ)に該当することを確認し支障のないものに限り通関を認められたい(ただし、反すう動物に使用する動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合は、ウに定める書面を確認されたい。)。
 - (ア)動物(動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。)の所有者が、当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに動物用再生医療等製品を除く。)を携帯品(別送品を含む。以下同じ。)として、次のi又はiiの区分に応じ、当該i又はiiに定める量の範囲内で輸入する場合
 - i 動物用医薬品又は動物用医薬部外品 1品目当たり2箱(小売事業者が通常店頭等において販売する箱を単位として2単位とし、税関においては仕入書に記載されている数量により判断する。以下同じ。)以内又は2か月分の使用量(通常の使用において2か月間で使用する程度の量をいう。以下同じ。)以内
 - ii 動物用医療機器 1品目当たり2単位(個、台、対又は組)以内
- (イ) 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、自己の診療(対象動物に対するものに限る。) に使用するために動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成15年6月30日農林水産省令第70号)の別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。)を携帯品として、次のi又はii

- の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める量の範囲内で輸入する場合
- i 動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用再生医療等製品 1品目当たり 2箱以内又は2か月分の使用量以内
- ii 動物用医療機器 1品目当たり2単位(個、台、対又は組)以内
- (ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、自己の診療(対象動物に対するものを除く。)に使用するために動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないものを除く。)を、次のi又はiiの区分に応じ、当該i又はiiに定める量の範囲内で輸入する場合
 - i 動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用再生医療等製品 1品目当たり 2 箱以内
 - ii 動物用医療機器 1品目当たり2単位(個、台、対又は組)以内
- ウ アの(ア)から(エ)までの場合であって、反すう動物に使用する動物用医薬品(動物用体外診断用医薬品を除く。)又は動物用再生医療等製品を輸入する場合に該当するときは、輸入者は、畜水産安全管理課長(イに定める場合に該当しアの(ア)から(エ)までにおいてそれぞれ定める書類を畜水産安全管理課長に提出することを要しないときは、税関)に対して、次の書類を提出するものとする。

当該動物用医薬品又は動物用再生医療等製品が反すう動物に由来する原料又は 材料を使用していないこと等を確認する書面(アの(ア)の場合であって、輸入 した動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を試験研究施設内においてのみ使用 し、かつ、試験研究の用に供した動物を当該試験研究施設の構内において焼却す るときはその旨の誓約書に代えることができる。) 一部

動物用医薬品等輸入確認願

年 月 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

下記の動物用医薬品等の輸入に当たって、「動物用医薬品等の輸入監視について」(平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知)別紙3の(2)のアに基づき動物用医薬品等確認願を提出します。

今回輸入する動物用医薬品等については、下記の輸入目的のみに使用するとともに、 使用に係る一切の責任は輸入者が負うこととします。また、当該動物用医薬品等を他者 に販売・授与は行いません。

なお、当該動物用医薬品等に係る受払(使用)に関する記録を作成し、この輸入確認願 を提出した日から3年間保存します。

記

輸入品名	容量・規格	数量	製造業者名	生産国名

輸入目的 (該当するもの	試験研究 その他((治験、	見本及び	「展示も含む。)	用	個人使用	診療用	修理)
(=0)								
輸入年月日	年	月	日					
蔵置場所								
添付書類	別添「添	付書類「	リスト」	を参照				
農水省確認欄								

(日本工業規格A4)

添付書類リスト

輸入目的や輸入品目に応じて必要書類を添付し、該当する書類の欄に〇印を記載し、 提出してください。

1. 全ての輸入確認申請に添付が必要な書類

<u> 王 C の f</u>	的八唯心中间1~冰门75少女人	大自 农
添付した書 類に〇印を 記入	添付書類名	添付に関する留意事項
	商品説明書	輸入品目毎に作成してください。
	仕入書 (INVOICE)	仕入書がない場合は、これに代わる書類とし
		ます。
	航空貨物運送状(AWB)	当該通知がない場合は、御相談ください。
	の写し又は船荷証券(B	
	/L)の写し(国際郵便	
	の場合は、税関が輸入者	
	に発出する「外国から到	
	着した郵便物の税関手続	
	のお知らせ」の写し)	

2. 輸入目的及び輸入品目により添付が必要な書類

_ · TIN / TI H	が入り、刑人山口によりがける	加久の自然		
添付した書			添付が必要な	場合
類に〇印を	添付書類名	輸入者	目的	輸入品目
記入				
	試験研究計画書	全ての輸入	試験研究に	全ての医薬品及び
		者	使用	再生医療等製品
	獣医師免許証の写し	獣医師・診	診療等に使	全ての医薬品及び
		療施設開設	用	再生医療等製品
		者		
	獣医師から交付を受けた	動物の所有	自己所有の	要指示医薬品
	処方箋・指示書の写し	者	動物に使用	注 1
	反すう動物由来物質不使	全ての輸入	全ての目的	反すう動物に使用
	用等証明書	者		する医薬品(体外
	又は誓約書 ^{注2}			診断用医薬品を除
				く。)及び再生医
				療等製品

- 注1 「要指示医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第1項に基づき、農林水産大臣が指定するものです。例えば、フィラリア予防薬が該当します。
- 注2 「反すう動物由来不使用等証明書」は、試験研究に使用する場合に限り、試験研究施設内においてのみ使用し、かつ、試験研究の用に供した動物を当該試験研究施設の構内において焼却する旨の誓約書に代えることができます。
- 注3 提出する書類のサイズは、全て日本工業規格A4としてください。

「輸入確認済」の印



商品説明書

1	輸入	動物用	医薬品	等の	概要
	+1111 / \	. = 1 1 1 1 1 1 1 1	으ㅈㅃ	₹	''IML 54

1837 1-75 1757 15	
輸入品名	
容量・規格	
製造業者名	
製造国名	
成分・分量	
構造式/剤型/	
構造/原理/材	
質	
効能又は効果	
用法及び用量	

2. 輸入理由及び使用の概要

輸入する理由			
使用動物種 ^{注2}	牛、馬、豚、	鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()	
1頭、1回当			
たりの使用量			
月間使用回数			
使用予定期間	通関後、	か月間で使い切る予定。	

- 注1 国内で市販されている動物用医薬品等が使用できない理由及び輸入する動物用医薬品等を使用しなくてはならない理由を、具体的に記載してください。
- 注2 該当する動物種に〇をつけてください。

3. 輸入動物用医薬品等の入手に関する情報

1887 1987 1987 1987 1987 1987 1987		
入手先(販売		
店名等)		
入手方法		
入手時期		
購入金額		

(日本工業規格A4)

試験研究計画書

T	
試験依頼者住所	
試験依頼者氏名	
「法人にあっては、名)	
称及び代表者の氏名	
試験研究施設所在地	
試験研究施設名称	
「法人にあっては、名」	
称及び代表者の氏名	
試験実施責任者氏名	
試験研究要旨	
試験内容及び試験に必要	
な数量	
備考	

注 農林水産大臣に治験計画を届け出ている又は届け出る予定の場合にあっては、当該届出をした日又は予定日を「備考」の欄に記載してください。

(日本工業規格A4)